

より詳しい情報につきましては、下記
にご連絡下さい。

趙 雪岩 (ちょうせつげん)
外国法事務弁護士

(第二東京弁護士会所属)



T. 03-3218-5007
E. xueyan.zhao@sidley.com

1987年東北財経大学経済学部卒
1998年東京都立大学法学部修士過程修了

1998年東京都立大学法学部修士課程を修了後、日本の涉外法律事務所に1年間外国法研究員として勤務。1999年中国帰国後、東北地区で日本企業向け専門涉外弁護士として活躍している。瀋陽、北京、上海、大連事務所の日本企業法務グループのリーダーとして日系投資企業に対する総合法律サービスの提供に尽力している。現地日本大手企業から絶大な信頼を受けると同時に、遼寧省、瀋陽市、大連市政府からも高い評価を受けており、2011年よりカウンセラーとして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業にて中国プラクティスの中心として幅広いサービスを展開している。

日本語に堪能で日本語での法律相談をしている。

今後の中国法 UPDATE の配信のご希望、配信停止に関しましては、kebinuma@sidley.com までお知らせください。

中国法 UPDATE は、情報提供のみを目的として西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業により作成されており、法的な助言を構成するものではありません。この情報は、顧問弁護士がその顧客に法的助言の提供を意図して提供したものではありません。この情報を顧客の皆様が受取られることは、私共による法的助言の提供にはなりません。具体的な問題については、本情報に依拠されることなく、必ず専門家によるアドバイスを受けていただけますようお願いいたします。



◆◆◆中国法UPDATE◆◆◆

2012年4月

Vol.3 増値税制度改革

「営業税から増値税への徴収変更試行方案」について

一、立法背景

営業税と増値税を一体化する増値税改革の必要性が以前から議論されてきた。営業税を納付している納税者が原材料、生産設備、燃料等を購入する際に納付した増値税が控除されないため、営業税と増値税の二重課税が生じているのである。かかる問題の解決のため財政部、国家税務総局は2011年11月16日付で「営業税から増値税への徴収変更試行案」を公布した。当該試行案は2012年1月1日より一部地域で試行されているが、そこでは営業税という税目が増値税に統一されている。

二、試行の範囲と時期

試行地区	サービス業の発展状況、財政負担の能力、徴収管理の基礎条件等の要素を総合的に考慮し、経済効果が顕著であり、改革のモデル作用が比較的強い地区を選択し、先行して試行を展開する。現階段、国务院の批准を経て、上海市において交通運輸業と一部現代型サービス業について営業税から増値税への切り替えを試行している。
試行業種	交通運輸業、一部の現代サービス業等の生産的サービス業から試行を開始し、徐々にその他業界へ広げていく。条件が満たされた後、一部の業界を選択して全国範囲内で全業種の試行を行うことができる。
試行時期	2012年1月1日より試行を開始する。状況により適時に試行案を完全化し、時機を捉えて試行範囲を拡大する。

三、主な内容

1. 適用税率

従来の営業税について業種により 3～20%の税率が適用されていたが、本試行により営業税から増値税に変更し、これと同時に、従来の増値税の税率である 17%と 13%を基礎とし、新たに 11%と 6%の 2 等級の税率が追加される。

業種ごとの税率は次のとおりである。

有形動産賃貸など	17%
交通運輸業、建築業など	11%
その他の一部の現代サービス業	6%

2. 課税方式

交通運輸業、建築業、郵便電信通信業、現代サービス業、文化体育業、不動産販売と無形資産譲渡について、原則として増値税の一般課税方法を適用する。金融保険業と生活的サービス業は、原則として増値税簡易課税方法を適用する。

一般課税方法	$\text{要納税額} = \text{当期販売税額} - \text{当期仕入税額}$
簡易課税方法	$\text{要納税額} = \text{販売額} \times \text{税率}$

3. サービス貿易

サービス貿易について輸入環節増値税が徴収される。即ち、輸入時に、関税と増値税を納付する必要がある。輸出についてはゼロ税率または免税制度が実行される。

四、過渡的措置

1. 税収収入の帰属

現行の財政体制により、営業税が地方税に該当するので、営業税収入が地方財政に納入され、増値税が中央税に該当するので、増値税収入が中央財政に納入される。試行期間内に、現行の財政体制の基本的な安定を維持し、従来試行地区に帰属された営業税収入から変更された増値税収入は依然して試行地区に帰属し、税金をそれぞれ国庫に納入するものとする。試行により財政の減収が生じる場合、現行の財政体制により中央と地方がそれぞれ負担する。

2. 税収優遇政策の移行

試行業種に対して与えている営業税優遇政策は延長・継続することができるが、改革を通じて重複徴税問題を解決できる場合には、その優遇政策を取り消すものとする。また、試行期間内に具体的な状況に合わせて適切な過渡的政策を採るものとする。

3. エリアを跨る税収の調整

試行納税人が機構の所在地を増値税納税場所とし、異地で営業税を納付する場合、増

値税を納付する際にかかる営業税の控除が認められる。非試行納税人が試行地区で経営活動に従事する場合、現行の営業税関連規定に従って引き続き営業税を申告・納付する。

4. 増値税控除政策の連係

既存の増値税納税人が試行納税人からサービスを購入するときに取得する増値税専用発票について、当該増値税納税人は現行の規定に従って仕入税額から控除することができる。

Sidley Austin LLP は、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、ダラス、ロンドン、香港、シンガポールおよびシドニー以外の当事務所のオフィスを拠点とするデラウェア州の有限責任事業組合（以下、LLP）であり、イリノイ州の(LLP)である Sidley Austin LLP（シカゴ）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（NY）LLP（ニューヨーク）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（CA）LLP（ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、Los Angeles, San Francisco, Palo Alto）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（TX）LLP（ダラス、ヒューストン）、デラウェア州の別個の有限責任事業組合（LLP）である Sidley Austin LLP（ロンドン）、デラウェア州の別個の LLP である Sidley Austin LLP（シンガポール）、ニューヨーク州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（香港）、外国法事務弁護士により構成され、外国法に関する業務のみ行なうデラウェア州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（シドニー）、そして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業（Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise）（東京）などの他のパートナーシップと提携関係にあります。ここでは、これらの提携パートナーシップをまとめて Sidley Austin（シドリーオースティン）、Sidley（シドリー）、または当事務所と表記しております。